

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、名古屋議定書の
国内措置の実施

18百万円（15百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

1. 事業の必要性・概要

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）において、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」（以下、名古屋議定書）が採択された。

名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としている。

同じくCOP10で採択された生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」の個別目標16は2015年までに、名古屋議定書が国内制度に従って施行され、運用されることを掲げており、平成26年10月に議定書が発効した。

我が国においても、平成24年9月28日閣議決定「生物多様性国家戦略2012-2020」に、可能な限り早期の締結と2015年までの国内措置の実施が掲げられており、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を通じた地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献するため、名古屋議定書及びその国内措置を実施することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

議定書、国内措置の実施にあたって必要な、遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・運用、情報提供等の適正な利用を促進するための利用者支援・普及啓発、議定書に基づく国際的な情報交換システム等を通じた情報交換等を行う。

3. 施策の効果

名古屋議定書の施行・運用により、国際的な協力の下、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を推進し、地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、

名古屋議定書の国内措置の実施

平成27年度予算(案)額

18百万円 (15百万円)

(支出予定先: 民間団体等)

日本(利用国)

- ◆自国の利用者による提供国法令等の遵守
 - 「事前の同意(PIC)」取得、「相互に合意する条件(MAT)」設定を確保
 - 遺伝資源に関する伝統的知識の利用: 原住民等社会の同意・参加を適宜確保

遺伝資源の利用者

適正な利用の推進

国

利用者の支援

国内外の情報収集・提供

普及啓発

チェックポイント
(利用の監視)

国際的な情報交換システム
を通じた情報交換

事前同意(PIC)

相互合意条件(MAT)

利益配分

他の締約国(提供国)

- ◆アクセス手続の明確化
 - 確実・明確・透明な提供国法令等を整備し、PIC証明書等を発給
 - 遺伝資源に関する伝統的知識の利用に関し、原住民等社会の同意・参加を確保する適当な措置

提供者

原住民社会・地域社会を含む

違反申立

協力

情報提供

情報交換

議定書に基づく国際的な情報交換システム
各国の国内制度、国際的な遵守の証明書等の情報

締約国会議、専門家会合等